許可を要する営業及び申請手数料

食品を衛生的に取り扱うためには、建物、設備、使用水、便所、汚物処理等の施設設備が、一定の衛生的な水準まで整備されていることが必要です。

このようなことから取り扱う食品の種類や営業の形態によっては食品衛生法による営業許可が必要です。あなたのお店が次の**「許可を要する営業」**に該当する場合は許可を受けてください。

○許可を要する営業

業種	手数料（円）				
	新規	更新	短期	臨時	露店
飲食店営業	16,000	12,000	8,000	4,000	4,000
（喫茶店営業から飲食店営業に移行する場合）	－	7,200	－	－	－
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	9,600	7,200	－	－	－
食肉販売業	9,600	7,200	4,800	－	－
魚介類販売業	9,600	7,200	4,800	－	－
魚介類競り売り営業	21,000	15,750	－	－	－
集乳業	9,600	7,200	－	－	－
乳処理業	21,000	15,750	－	－	－
特別牛乳搾取処理業	21,000	15,750	－	－	－
食肉処理業	21,000	15,750	－	－	－
食品の放射線照射業	21,000	15,750	－	－	－
菓子製造業	14,000	10,500	－	－	－
アイスクリーム類製造業	14,000	10,500	－	－	－
乳製品製造業	21,000	15,750	－	－	－
清涼飲料水製造業	21,000	15,750	－	－	－
食肉製品製造業	21,000	15,750	－	－	－
水産製品製造業	16,000	12,000	－	－	－
氷雪製造業	21,000	15,750	－	－	－
液卵製造業	21,000	15,750	－	－	－
食用油脂製造業	21,000	15,750	－	－	－
みそ又はしょうゆ製造業	16,000	12,000	－	－	－
酒類製造業	16,000	12,000	－	－	－
豆腐製造業	14,000	10,500	－	－	－
納豆製造業	14,000	10,500	－	－	－
麺類製造業	14,000	10,500	－	－	－
そうざい製造業	21,000	15,750	－	－	－
複合型そうざい製造業	33,000	24,750	－	－	－
冷凍食品製造業	21,000	15,750	－	－	－
複合型冷凍食品製造業	33,000	24,750	－	－	－
漬物製造業	16,000	12,000	－	－	－
密封包装食品製造業	21,000	15,750	－	－	－
食品の小分け業	14,000	10,500	－	－	－
添加物製造業	21,000	15,750	－	－	－

※　納付された手数料は、申請の取下げ又は許可にならない場合においても返金できません。

※　現金で納付する場合、おつりのないようご用意ください。